

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

平成22年 1月18日

月 曜 日

号 外

目 次

公安委員会公告
駐車監視員資格者講習の開催

1

公 告

駐車監視員資格者講習の開催

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の13第 1 項第 1 号イの規定に基づく
駐車監視員資格者講習を次のとおり開催するので、確認事務の委託の手續等に関する
規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第 6 条の規定により公示する。

平成22年 1 月18日

富山県公安委員会委員長 犬島 伸一郎

1 講習の開催日時、場所

区分	日 時	場 所
第 1 日目	平成22年 2 月22日（月） 午前 9 時から午後 6 時まで	富山市新総曲輪 1 番 7 号
第 2 日目	平成22年 2 月23日（火） 午前 9 時から午後 6 時まで	富山県警察本部 9 階901会議室
修了考査	平成22年 2 月26日（金） 午前10時から午前11時まで	富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県警察本部 9 階901会議室

2 受講手続

申込み期限

平成22年2月10日（水）

申込み先

郵便番号930 8570

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通指導課

申込みに必要な書類等

- ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
- イ 本人の写真（受講の申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3.0cm×横2.4cmの大きさのもの） 1枚
- ウ 受講手数料

19,000円（富山県収入証紙を申込書下部余白にはり付けてください。）

その他

駐車監視員資格者講習受講申込書は、富山県警察本部交通部交通指導課で受領してください（富山県警察ホームページからのダウンロードも可能）。

3 申込み方法

富山県警察本部交通部交通指導課へ駐車監視員資格者講習受講申込書を持参してください。

なお、持参できない場合は、書留郵便での郵送も可能です。ただし、2月10日必着で願います。

4 その他

受講に当たっては、筆記用具を携行してください。

講習当日に受講者本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等）を持参してください。

駐車監視員資格者講習を受講し修了審査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

5 講習に関する問い合わせ先

富山県警察本部交通部交通指導課

電話 076 441 2211 内線5134、5135

別表第 1 (1 (4) 関係)

駐車監視員資格者講習教授細目基準

第一日目

日	項目	細目	時間	教授目標	
第 一 日	交通警察総説	駐車問題と交通警察	1 時間	駐車問題を始めとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り方を理解させる。	
		交通警察の基礎知識		これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。 警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知識を理解させる。	
	新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度	違法駐車取締りと確認事務の民間委託のための仕組み	2 時間	交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。 確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。	
		駐車監視員制度の概要		駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。	
	放置車両の確認に必要な基礎知識 (1)	道路の基礎知識	2 時間	道路の意義、分類等について説明し、理解させる。	
		車両の基礎知識		車両の意義、分類等について説明し、理解させる。 車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。	
	放置車両の確認に必要な基礎知識 (2) ～前半	交通規制の基礎知識	2 時間	交通規制の意義、主体、方法、効力発生要件等について説明し、理解させる。	
		放置車両の意義		駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。	
		駐車に関する道路交通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。	
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。	
	小 計			7 時間	

第二日目

日	講習項目	教授細目	時 間	教授目標
第 二 日	放置車両の確認に必要な基礎知識(2) ～後半	放置車両の意義	2時間	<p>駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。</p> <p>駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。</p> <p>駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。</p>
		駐車に関する道路交通法の規制		
	放置車両の確認等の実施要領等	放置車両の確認等の実施要領等	4時間	<p>駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。</p> <p>放置駐車確認時における相働者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。</p> <p>個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。</p> <p>各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。</p>
		放置車両確認時の留意事項		
誤りやすい違反種別の認定要領				
基本的な心構え及び職務倫理	駐車監視員の責任	1時間	<p>駐車監視員に係る秘密保持義務、みなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明して、その責任等について理解させる。</p>	
小 計			7時間	

第三日目 (第二日目から一定期間後)

日	講習項目	教授細目	時 間	教授目標
第 三 日	修了考査	筆記試験 (正誤式50問)	1時間	<p>講習終了後の2月26日に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。</p> <p>(合格基準90%)</p>
小 計			1時間	

講習時間合計 3日間(15時間)

様式第10号（第5条関係）

（表）

受理年月日	年 月 日
受理番号	
修了証明書交付年月日	年 月 日
修了証明書番号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

（申込者の氏名）

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県		
		電 話 () - (自宅・携帯)		
	(ふりがな)		性別	男・女
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	日生	
	勤務先その他 の連絡先	電 話 () -	写真 (縦3.0cm 横×2.4cm)	
受講希望	平成 年 月 日 ()			
年 月 日	平成 年 月 日 ()			

実 施	受講年月日 (修了考査)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (平成 年 月 日)	修了考査の結果	合・否
	受講場所			
	受講番号			

- 記載要領
- 1 印欄には記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3、0センチメートル、横の長さ2、4センチメートルのものとする。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を終了しても道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18 歳未満の者
- ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 3 第 1 項第 3 号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けられなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續きに関する規則第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者

受講番号

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな

氏 名

(男・女)

生年月日

年 月 日生

項 目	日 時	検 印
受付時間	午前 時 分から午前 時 分までの間	
	午前 時 分から午前 時 分までの間	
講習日	平成 年 月 日 午前 時 分 開始	
講習日	平成 年 月 日 午前 時 分 開始	
考查日	平成 年 月 日 午前 時 分 開始	
場 所		

